

定住・移住促進のための戦略的情報発信業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

定住・移住促進のための戦略的情報発信業務

(2) 業務内容

本業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

(4) 契約上限価格

金6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を契約上限価格とし、超過した場合は失格とする。

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

(1) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

ア 令和4・5年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種〔303 映画等製作・広告・催事〕〔02 広告〕について登録されていること。ただし、入札参加資格審査申請中であり、「8（5）提案書等の提出期限」までに登録が完了する見込みの者はこの限りでない。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

ウ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。

エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 担当部局

所管課： 豊橋市企画部広報戦略室

所在地： 〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1番地（市役所東館6階）

電話： 0532-51-2169/2179

電子メールアドレス：kohosenryaku@city.toyohashi.lg.jp

4 参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書 (様式 7)

イ 会社概要 (様式 1)

ウ 業務実績表 (様式 2)

(記載した業務の契約書の写し及び業務仕様書等を添付すること。)

エ 入札参加資格申請書類一式の写し (入札参加資格審査申請中の者のみ)

豊橋市ホームページ「令和4・5年度用 入札参加資格審査申請について」

【参照先 URL : <https://www.city.toyohashi.lg.jp/48629.htm>】

(2) 提出先

3 担当部局と同じ

(3) 提出方法

電子メールで提出すること。なお、提出した旨を電話連絡すること。

(4) 提出期限

令和5年10月16日(月)正午必着

5 参加意向申出に関する質問及び回答

(1) 質問先

3 担当部局と同じ

(2) 質問期間

令和5年10月6日(金)～令和5年10月10日(火)正午まで

(3) 質問方法

質問書 (様式 3) に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。

質問対象となる資料名及び項番等を明記した上で、簡潔な質問内容とすること。

(4) 回答

令和5年10月11日(水)までに豊橋市企画部広報戦略室ホームページに掲載する。

なお、回答については、質問の有無に関わらず確認すること。

【参照先 URL : <https://www.city.toyohashi.lg.jp/54271.htm>】

6 提案資格の確認

提案資格の確認結果については、「提案資格確認結果通知書 (様式 8)」により令和5年10月17日(火)までに通知する。

7 提案書類等の作成要領

提案書の様式は次に示すとおりとする。

(1) 提案書類一式 (業務の実施体制、実施方針及び実施方法等を記述する。)

ア 提案書-概要 (A4サイズ1頁) (様式は任意)

イ 提案書-本文 (A4サイズ10頁程度) (様式は任意)

ウ 提案書-スケジュール (様式は任意)

エ 業務実施体制（様式4）

(2) 参考見積及び見積金額内訳書（様式は任意）

(3) プレゼンテーション動画

動画時間： 10分以内

ファイル形式： MPEG-4形式等（WindowsOSで再生可能なフォーマットとすること）

(4) 留意事項

ア 提案内容と評価項目の対応を明確にし、対応ページ一覧を付すること。

イ 正本、副本ともにページ番号を付した上でA4サイズ・縦長・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

ウ 副本には提案者名が特定できるような記述（社名、ロゴ等）をしないこと。

エ 定量的に把握可能な事項については、可能な限りその数量等を明記し、それが困難な場合には定性的に把握可能な表現を用いて簡潔に記述すること。

オ 専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現を用いて記述すること。

カ 見積内訳書の作成については、業務内容や人件費等で細分化して提示すること。

8 提案書等の提出方法

(1) 提出書類

ア 提案書類一式

イ プレゼンテーション動画

(2) 提出部数

ア 提案書類一式の電子データ

イ プレゼンテーション用動画（WindowsOSで再生可能なフォーマットとすること）

（オンライン動画共有プラットフォーム「YouTube」で限定公開に付した上、公開URLを併せて通知すること）

(3) 提出先

3 担当部局と同じ

(4) 提出方法

電子メールで提出すること。なお、提出した旨を電話連絡すること。

なお、提出書類のファイルサイズが大きくメール送付できない場合は、「3 担当部局」に連絡の上、本市指定のファイル交換サービス（Smooth File）等にてデータを提出すること。

(5) 提出期限

令和5年11月6日（月）正午必着

※ 提出期限後に到着した提案書は無効とする。

9 提案書等の取扱い

(1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案書等の全部または一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。

- (2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）」に基づき、同条例第12条第1項または第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (6) 提出書等について、本業務で必要な範囲において、複製できることとする。

10 実施要領、業務説明書（仕様書）等に対する質問及び回答

- (1) 質問書（様式3）に必要事項を記載し、電子メールで提出すること。
なお、提出した旨を電話連絡すること。
- (2) 質問の受付場所
3 担当部局と同じ
- (3) 質問の受付期間
提案資格確認結果通知書を受け取った日から令和5年10月23日（月）正午まで
- (4) 回答
令和5年10月24日（火）までに豊橋市企画部広報戦略室ホームページに掲載する。
なお、回答については、質問の有無に関わらず確認すること。
【参照先 URL: <https://www.city.toyohashi.lg.jp/54271.htm>】

11 評価の手続及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「定住・移住促進のための戦略的情報発信業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定する。

- (1) 一次評価
 - ア 評価内容
提案書及びプレゼンテーション動画の評価を行い、評価結果から二次評価対象者を決定する。なお、提案者が多数の場合には、二次評価対象者を3者以内に絞り込むものとする。
 - イ 結果通知
提出期限までに提案書の提出が確認できた者すべてに対し、令和5年11月15日（水）までに電子メールにて結果通知を行う。
 - ウ その他
書類評価に際し、不明な点が生じた場合には本市から書面にて個別質問をすることがある。
- (2) 二次評価（ヒアリング）
 - ア 日時
令和5年11月9日（木）の指定する時間

時間については、一次評価結果に併せ通知する。

イ 場所

Web 会議（Zoom）での実施

ウ 評価内容

プレゼンテーション資料を事前確認し、その内容についてヒアリングを行う。
ヒアリングの時間は 20 分程度で実施する。

エ 機器

Web 会議は本市で開催するが、接続に必要な機器及び環境は本プロポーザル参加者において用意すること。

オ その他

本業務において受託者となった場合の業務担当者が主となり、プレゼンテーション資料の作成及び質疑応答を実施すること。

(3) 評価基準

別添「定住・移住促進のための戦略的情報発信業務プロポーザル評価基準」による。

(4) 契約候補者の特定

ア 一次評価点と二次評価点を合計し、最も合計得点が高い提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

イ 提案者が 1 者のみの場合であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ 選定委員会各委員の持ち点（200 点）を合算した値（満点）の 5 割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、評価項目の「2 提案内容」の合計値において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する（一次評価を実施した場合の選定についても同様とする。）。

12 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面「結果通知書（様式 9）」により通知する。

(2) 評価結果の公表

提案書の特定をされた者及び特定理由については、特定後に「定住・移住促進のための戦略的情報発信業務にかかる提案書の特定者について（様式 5）」を豊橋市企画部広報戦略室に配置し、これを閲覧させること及び 3 の担当部局ホームページにおいて公表する。

(3) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由について説明を求めることができる。

(4) 非特定理由についての説明の請求先

3 担当部局と同じ

(5) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して7日（土・日曜日、祝日を含まない。）以内の午前9時から午後5時までとする。

(6) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して7日（土・日曜日、祝日を含まない。）以内に書面により行う。

13 無効となる提案

- (1) 参加資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 見積金額が契約上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

14 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積徴取の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
 - ア 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - イ 提案資格または提案内容が無効となったとき
 - ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

15 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式6）を速やかに提出すること。提出方法は電子メールで提出すること。なお、提出した旨を電話連絡すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本

の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(様式1)

会社概要

商号又は名称		
代表者職氏名		
所在地		
担当部署 の連絡先	担当部署	
	担当者	
	住所	
	電話	
	F A X	
	E - mail	
設立年月日		
資本金	円	
売上高	年 円	
従業員数	名 (年 月末現在)	
事業概要		
備考		

(様式2)

業務実績表

直近5年以内の同種・類似した業務実績を記入してください。

1	業務名	
	発注者名	
	履行期間	
	業務の概要	
2	業務名	
	発注者名	
	履行期間	
	業務の概要	
3	業務名	
	発注者名	
	履行期間	
	業務の概要	

※必要に応じて欄を追加すること。ただし、記載する業務実績は3件程度とする。

(様式3)

質 問 書

業 務 名 定住・移住促進のための戦略的情報発信業務

上記業務のプロポーザル ・参加意向申出書の提出 に関して、次の項目を質問します。
・提案書の作成

※該当する方を○で囲んでください

令和 年 月 日

豊橋市長 浅井 由崇 様

商号又は名称：

代表者職氏名：

担当者氏名：

電話番号：

F A X：

電子メール：

質 問 事 項 (簡潔に)

注意事項：質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。

(様式4)

業務実施体制

	予定者	所属・役職	今回の担当業務
責任者			
担当者	1		
	2		
	3		

※担当者については、今回の業務実施体制を記入すること。

※欄が不足する場合は適宜追加すること。

分担業務の内容	再委託先又は協力先及びその理由

※この項目は、該当する場合に記入すること。

※欄が不足する場合は適宜追加すること。

業務実施体制・組織図

※協力会社、再委託先との関係など責任の所在がわかるように記載すること。

※欄が不足する場合は適宜追加すること。

(様式5)

定住・移住促進のための戦略的情報発信業務
プロポーザル契約候補者の特定について

定住・移住促進のための戦略的情報発信業務
プロポーザル評価委員会

- 1 委託業務名 定住・移住促進のための戦略的情報発信業務
- 2 業務内容 別紙「定住・移住促進のための戦略的情報発信業務仕様書」のとおり
- 3 業務期間 契約日から令和6年3月22日(金)まで

4 契約候補者の特定方法

定住・移住促進のための戦略的情報発信業務プロポーザル評価委員会において、公募型プロポーザル方式により参加業者から提出された提案内容を評価基準に基づき採点した結果、合計得点が最も高い次の提案者を契約候補者として特定しました。

5 契約候補者

商号又は名称 ○○○○
○○○○ ○○ ○
住 所 ○○市○○○○

6 評価結果の内訳

名称	得点
	点
	点
	点
	点
	点

【問合せ先】

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
豊橋市企画部広報戦略室
電 話：0532-51-2169/2179

(様式6)

辞 退 届

令和 年 月 日

豊橋市長 浅井 由崇 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

定住・移住促進のための戦略的情報発信業務プロポーザルに参加を申込みましたが、下記により辞退いたします。

記

辞退理由：

(様式7)

プロポーザル参加意向申出書

令和 年 月 日

豊橋市長 浅井由崇様

所在地
商号及び名称
代表者職氏名

令和 年 月 日付で公告された下記プロポーザルに参加を申し込みます。
なお、添付の提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 件名 定住・移住促進のための戦略的情報発信業務
- 2 提出書類 (1) 会社概要 (様式1)
(2) 同種・同類の業務実績 (様式2)

連絡担当者
所属
氏名

電話
FAX
E-mail

(様式8)

提案資格確認結果通知書

令和 年 月 日

商号及び名称
代表者職氏名

豊橋市長 浅井 由崇

令和 年 月 日付で公告された下記プロポーザルについて、参加資格を確認しましたので結果を通知します。

記

- 1 件 名 定住・移住促進のための戦略的情報発信業務
- 2 履行場所 豊橋市の指定する場所
- 3 提案資格の有無 (1) 有の場合、資格を有することを認めます。
(2) 無の場合、次により、資格を有することを認めません。
理由： ○○のため。

担当課
電 話
F A X
E-mail

(様式9)

結 果 通 知 書

令和 年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名

豊橋市長 浅井 由崇

貴社より提出があった下記プロポーザル提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

記

- 1 件 名 定住・移住促進のための戦略的情報発信業務
- 2 結 果
 - ① 最適であると特定しました。
理由：〇〇のため
契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。
 - ② 次の理由により特定しませんでした。
理由：〇〇のため

担当課
電 話
F A X
E-mail

※ 非特定理由については、本通知日の翌日から起算して7日（土・日、祝日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。